

## ○広島県小規模事業場排水浄化対策推進要領

昭和六〇年三月一八日決定

### (目的)

第一条 この要領は、総合的な公共用水域の水質保全対策の一環として、法令等による規制を受けない小規模な事業場の排水水について、水質等の改善に係る適正な指導及び助言(以下「指導等」という。)を行うための必要な事項を定め、もって公共用水域の水質の保全を図ることを目的とする。

### (指導対象事業場)

第二条 この要領に基づく指導対象事業場(以下「小規模事業場」という。)は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 水質汚濁防止法(昭和四五年法律第一三八号。以下「法」という。)第二条第三項に規定する特定事業場及び広島県公害防止条例(昭和四六年広島県条例第四六号)第二条第十一項第二号〔(全部改正)広島県生活環境の保全等に関する条例(平成一五年広島県条例第三五号)第二条第八号ロ〕に規定する汚水等関係特定事業場のうち、日平均排水量が五〇立方メートル未満のもの
- 二 別表に掲げる施設を有するもの

### (指導機関)

第三条 県及び法施行令(昭和四六年政令第一八八号)第十条に規定する政令市(以下「政令市」という。)は、その管轄する区域内の小規模事業場に対して、排水水の浄化等について適切な指導等を行うものとする。

- 2 県は前項の指導等を実施するに当たり、当該事業場の所在する市町村の協力を得るものとする。

### (指導基準)

第四条 前条に定める指導等は、次の指導基準に基づき実施するものとする。

- 一 事業活動に伴い発生する水質の汚濁の原因となる物質の、排水水への移行を最小限にとどめると共に、移行した場合も回収にできるだけ努めさせること。
  - 二 水の合理的使用等により、排水量の削減に努めさせること。
  - 三 日平均排水量が三〇立方メートル以上の小規模事業場の排水水の水質は、排水基準を定める省令(昭和四六年総令第三五号)別表第二の上欄に掲げる項目ごとに、同表の下欄に掲げる許容限度を目標基準とすること。
  - 四 前記各号に定めるもののほか、排水水の水質等の改善対策に努めさせること。
- 2 県及び政令市は、小規模事業場の排水水がその排出先である公共用水域の水質に与える影響、汚水等の処理技術の開発状況、その他社会的・自然的条件を勘案した結果、必要と認めるときは、前項第三号の規定にかかわらず、別に指導基準を定めることができるものとする。

### (指導等の計画的実施)

第五条 県及び政令市は、指導等を実施するに当たっては、各小規模事業場の排水水による公共用水域へ与える影響の度合、あるいは地域の環境保全上の必要度を勘案し、関係機関との連携を密にしながら、計画的かつ、段階的に行うものとする。

### (事業者への啓発)

第六条 県及び政令市は、この要領の円滑な推進を図るため、小規模事業場に対して、関係機関の協力を得て、啓発に努めるものとする。

### (その他)

第七条 第二条で定められている小規模事業場以外の事業場において、指導等の必要が生じた場合は、この要領に準じて行うものとする。

- 2 第二条及び前項に該当する事業場が、この要領以外の要領等で、より厳しい規定を定められているときは、その要領等により指導等を行うものとする。

### 附 則

この要領は、昭和六〇年四月一日から施行する。

(広島県小規模事業場排水浄化対策推進要領)

別表 (第二条関係)

- 1 病院（医療法（昭和二十三年法律第二〇五号）第一条第一項に規定するものをいう。）に設置されるちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設（病床数が三〇〇未満の事業場に係るものに限る。）
- 2 地方卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三五号）第二条第四項に規定するものをいう。）に設置される水産物に係る卸売場又は仲卸売場（これらの総面積が一〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
- 3 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第一八五号）第七七条に規定するものをいう。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満で六五〇平方メートル以上の事業場に係るものに限る。）